

別紙 1

貸与額算定基準額の算定方法 [学力基準あり]

高等学校奨学金（予約募集）

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 189,400 円以下 であれば，家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \text{②「市町村民税調整控除額」} \\ - \text{③「多子控除」} - \text{④「ひとり親控除」}$$

※ 市町村民税所得割が非課税の場合は，この計算式にかかわらず，貸与額算定基準額が 0 円となります。

ただし，ふるさと納税等による寄付金控除，住宅ローン控除，定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や，市町村民税の減免は，貸与額算定基準額に影響しません。よって，これらの適用により所得割が非課税となっても，貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり，課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は，合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は，0 円として審査します。

③「多子控除」

生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合，2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します。

申請日時点において，生計維持者が扶養する子どもの数で判断します。

例：生計維持者が申請者と，中学生の弟，小学生の妹の 3 人を扶養している場合の控除額

$(3 - 2) \text{ 人} \times 40,000 \text{ 円} = 40,000 \text{ 円}$ となります。

④「ひとり親控除」

ひとり親世帯に該当する場合に，40,000 円控除します。

貸与額算定基準額の算定方法 [学力基準なし]

高等学校奨学金

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下 であれば、家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - (\text{②「市町村民税調整控除額」} + \text{③「市町村民税調整額」})$$

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

③「市町村民税調整額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。